**小諸市立芦原中学校区再編に関わる基本設計・実施設計業務委託**

**プロポーザル実施要領**

令和５年12月

小諸市教育委員会

小諸市立芦原中学校区再編に関わる基本設計・実施設計業務委託

プロポーザル実施要領

１ 目 的

本実施要領は、小諸市立芦原中学校区再編における関連施設の基本設計及び実施設計業務を行う設計者を、公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、「小諸市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」に基づき、必要な事項を定めるものである。

２ 業務の概要

（１）業 務 名　小諸市立芦原中学校区再編に関わる基本設計・実施設計業務委託

（２）業務内容　小諸市立芦原中学校区再編に関わる基本設計・実施設計業務

※現在の小諸市立芦原中学校の敷地に、令和10年度から供用を開始する統合小学校と中学校の施設整備に関わる基本設計及び実施設計を委託する。

※小学校と中学校の設置形態については検討中である。また敷地に関しては一部変更の可能性がある。

※施設整備にあたっては既存の中学校校舎の改修による活用を前提とする。また不足する施設については増築するものとする。

※設計にあたっては児童生徒、教職員、保護者、地域住民等から意見聴取を行い、設計内容に反映させることを条件とする。

（３）履行期限　令和８年３月23日（月）

（４）担当部署　小諸市教育委員会事務局 学校教育課

〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目３番３号

電 話:0267-22-1700（代表） FAX:0267-23-8766

メールアドレス：ksomu@city.komoro.nagano.jp

３ 日程（予定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・実施要領の公告（ＨＰ掲載） | 令和５年 | 12月22日（金） |  |
| ・質問（プロポーザル参加申請に関わるもの） |  | 12月22日（金） | ～12月27日（水） |
| ・質問への回答 | 令和６年 | １月10日（水） |  |
| ・現地見学会 |  | １月11日（木） |  |
| ・プロポーザル参加申請書類の提出 |  | １月12日（金） | ～１月19日（金） |
| ・質問（一次審査に関わるもの） |  | １月12日（金） | ～１月19日（金） |
| ・参加資格通知 |  | １月26日（金） |  |
| ・質問への回答 |  | ２月２日（金） |  |
| ・一次審査用書類受付 |  | ２月９日（金） | ～２月16日（金） |
| ・一次審査（WEBによる公開審査） |  | ３月１日（金） |  |
| ・一次審査結果通知 |  | ３月４日（月） |  |
| ・二次審査用書類受付 |  | ３月４日（月） | ～３月22日（金） |
| ・二次審査（WEBによる公開審査） |  | ３月29日（金） |  |
| ・二次審査結果通知 |  | ４月５日（金） |  |
| ・契約締結（予定） |  | ４月中旬以降 |  |

４ 現地見学会の実施

（１）現地　小諸市新町二丁目６番１号 小諸市立芦原中学校

（２）日時　令和６年１月11日（木）10時00分から11時30分、13時30分から15時00分まで

（３）詳細　後述の手続きに従うこと

５ プロポーザルの参加資格要件

（１）参加者の資格等

プロポーザルへの参加資格は、プロポーザル参加申請書類の提出期限である令和６年１月19日現在において以下の要件をすべて満たす者とする。又は、以下の要件をすべて満たす者を代表構成員（構成員中で出資比率が最大の者をいう。）とし、以下の①～③及び⑤～⑦のいずれにも該当する者を構成員として自主結成された共同企業体（構成員の数は代表構成員を含めて３者以内）とする。なお、共同企業体の取り扱いについては、別紙「共同企業体方式の取扱いについて」を参照すること。

また、契約締結までの間に参加資格を失った場合は、その時点で失格とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 参加者の資格等 |
|  | 「小諸市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第８条」の要件を満たすものであること。ただし、同条第１項に関しては、対象業務における小諸市での競争入札参加資格を有していること、若しくは同等の資格があると認められた者（※１）であること |
|  | 本プロポーザル実施要領の公開日（小諸市ホームページ掲載日）以降、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。 |
|  | 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。 |
|  | 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続し５年以上行っていること。 |
|  | 税金等に滞納がないこと。 |
|  | 本プロポーザル審査委員と経営上密接な関係がないこと。  なお、経営上密接な関係とは、次のいずれかをいう。  　ア）審査委員が経営者、もしくは役員となっている  　イ）審査委員と雇用契約を結んでいる |
|  | 共同企業体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者ではないこと。ただし、構造、設備、積算、ランドスケープなどの協力事務所についてはこの限りではない。 |
|  | 公共性を有する建築物（建築基準法別表第１（一）（二）若しくは（三）の用途に供する建築物）で延床面積（増築又は改築にあたってはその棟の当該増築又は改築に関わる部分の面積をいう。）が1,000㎡以上のものの新築（※２）、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請けとして行ったものであって、2003年４月１日から公告の前日までに当該業務が完了したもの。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）があること |

　　※１　同等の資格があると認められた者

　　　　令和６年１月19日（金）17時までに「小諸市建設工事入札合理化対策要綱」第４条第２項に定める書類（入札参加資格審査申請提出書類（建設コンサルタント等の業務委託））をプロポーザル参加申請書類と同時に提出し、一次審査までに同等の資格であることの確認を受けた者をいう。申請書類については、小諸市のホームページ（令和６年度（中間年）小諸市建設コンサルタント等の業務委託入札参加資格審査申請について）を確認すること。

　　　　https://www.city.komoro.lg.jp/soshikikarasagasu/somubu/zaiseika/2/1/4/14113.html

　　※２　建築基準法第２条第14号に規定する大規模な修繕及び同第15号に規定する大規模な模様替え並びに建築基準法別表第１の項をまたぐ用途変更については、当該面積を本事業で要求する新築面積に換算できるものとみなす。

（２）配置技術者

公告日現在において管理技術者にあっては次の表の①～③までのいずれにも該当する者を配置すること。また、建築（意匠）主任担当技術者にあっては、担当技術者の中から、建築（意匠）の責任者として次の表の④～⑥までのいずれにも該当する者を配置すること。なお、管理技術者と建築（意匠）主任担当技術者の間に直接雇用契約があるかどうかは問わないが、設計期間が長期に渡るため、その間、変更等が無い者とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 管理技術者 |
| ① | 参加者の組織に属していること |
| ② | 建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。 |
| ③ | 公共性を有する建築物（建築基準法別表第１（一）、（二）若しくは（三）の用途に供する建築物）で延床面積（増築又は改築にあたってはその棟の当該増築又は改築に関わる部分の面積をいう。）が1,000㎡以上のものの新築（※１）、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請けとして行ったものであって、2003年４月１日から公告の前日までに当該業務が完了したもの。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）があること（※２） |
| 区分 | 建築（意匠）　主任担当技術者 |
| ④ | 参加者の組織に属しているか参加者と契約関係がある組織に属していること |
| ⑤ | 建築士法第２条第３項に規定する二級建築士以上の資格を有する者であること |
| ⑥ | 公共性を有する建築物（建築基準法別表第１（一）、（二）若しくは（三）の用途に供する建築物）で延床面積面積（建築物１棟あたりの面積とし、増築又は改築にあたってはその棟の当該増築又は改築に関わる部分の面積をいう。）が500㎡以上のものの新築（※１）、増築又は改築の設計業務の実績があること（※２） |

※１　現所属における実績に限らず、元・前所属における実績を含めることができる。この場合、元・前所属の責任者に当該実績を証明してもらうこと。

　　※２　広く提案を求める観点から配置技術者に求める設計実績の要件を定めているが、本業務を受託した事業者は、複雑な施設整備に長きに渡り関わる可能性があるため、発注者としてはそれ相応の高い技術力を期待している。

６ 小諸市学校再編計画の基本的な考え方

社会はグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により急速に変化している。このような時代にあって、学校教育には、子どもたちに今後の礎となる資質・能力を育てていくことが求められている。これからを生きる子どもたちの資質・能力を育てるためには「どのような教育、教育環境が必要か」また「そのための学校施設はどうあるべきか」について、平成 28年より検討を重ね、小諸市教育委員会では、「小諸市学校再編計画」を策定した。小諸市教育委員会は、本計画に従い小諸市の学校再編を進めていく。

資料については、小諸市のホームページで閲覧することができる。

小諸市学校再編計画

小諸市ホームページ＞ホーム ＞ 組織から探す ＞ 教育委員会事務局 ＞ 学校教育課 ＞

くらし・手続き ＞小諸市教育委員会 ＞ 小諸市長期学校改築計画

７　審査書類の作成について

プロポーザル参加申請書類、一次審査用書類及び二次審査用書類については、別紙「プロポーザル審査用書類作成方法」に基づき日本語で簡潔に示すとともに、以下の点を踏まえて作成すること。

（１）小諸市立芦原中学校区再編施設整備に際しての配慮事項

・施設整備にあたっては、既存校舎を最大限に活用することを前提として、必要な改修を行うとともに不足する施設については必要最小限の増築を予定している。

・敷地については現在の小諸市立芦原中学校の敷地を前提とするが、周辺敷地、周辺道路も含めて変更を想定してもよい。

・小学校と中学校の設置形態（義務教育学校等）を適宜想定し、既存部分を含めた施設のあり方についての構想を提案すること。

・既存校舎の使用方法と必要な改修内容及び長寿命化の方策、増築校舎の役割と空間利用についての考え方を示すこと。

・児童の通学方法については、統合により徒歩圏を越えるため、バス等の利用が想定されるので、必要となる施設等について配慮すること。

・令和10年の開校以降、児童生徒数が減少することが予想されるため、増築校舎については過剰とならないように、また、児童生徒が減少した後の活用方法についても提案すること。

・運動設備（プール、テニスコート等）については、既存活用もしくは、位置の変更による建て替え等についても柔軟に検討すること。

・各省庁が定める各種交付金等の活用を検討している。要件を確認し、交付金等が活用できるよう具体的な提案を含めた設計をすること。

（２）学校運営への影響を考慮した施工計画

・既存校舎は中学校として使用しているため、学校運営等への影響に配慮した施工計画を提案すること。

（３）設計内容と予算との整合

・設計の各段階において設計内容と予算を乖離させないための方策について提案すること。

※提案にあたっての概算工事費は35億円程度とする（改修、増築、仮設等込み）。

※設計費の上限額は２億円（消費税込み）とする。

（４）学校・保護者・地域とのワークショップ

・基本設計を進めるにあたって、学校（児童生徒、教員）・保護者・市民から意見を聞き、設計に反映させることとする。そのための手法、想定される成果等について提案すること。

（５）省エネルギー対策

・既存校舎改修及び増築分をあわせてZEB Oriented相当以上とする。それらを達成するための具体的な対策の方針を提案すること。

・小諸市は、環境省の定める脱炭素先行地域に選定されており、本業務においても「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用しての改修、増築を検討しているため、要件を確認し、交付金が活用できるよう設計すること。

・ライフサイクルコスト、導入コストと運用コストについても検討をし、将来的なエネルギー使用の削減についても設計すること。

・将来的なメンテナンスコストが過度とならないような設計とすること。

（６）提案書のテーマ

・学校教育は大きな変革期を迎えており「新しい時代の学び」についての議論がされている。小諸市においてもこれからの時代を見据え、子どもたちに育てたい資質・能力、そのための教育方法、施設形態についても多くの議論を重ね、令和５年７月25日に小諸市学校再編計画を策定し、小中一貫教育を推進していくことを決定した。具体については、本計画書３、４、18ページを確認いただきたい。また、本計画に基づき、現在校長会を中心に小中一貫教育の推進について議論がされている中で「対話と協同」による学びの必要性について検討が進んでいる。こういった小諸市の目指す教育をより良く実現できるための学校施設の機能及び空間提案をいただきたい。

また、伝統ある既存３小学校が統合するため、それぞれの地域で大事にしてきた想いがある。統合により、これらの想いが融合し、新校の学区すべてが「学校の地域」となっていくことが重要である。

　　そのためにも、学校施設やその周辺の整備などの設計にあたっては、「新しい時代の学び」に関わる高度な専門的知識に加えて、地域の特性、小諸市立芦原中学校とその周辺の固有の様々な課題や施設整備に係る意見・要望などを十分に理解したうえで、事業を実施すること。

・令和４年３月に更新した小諸市公共施設等総合管理計画において、小諸市の公共施設を今後40年間で30%削減することを目標としている。施設を通して提供される公共サービスを見直していく必要があるため、本設計においては、「同一施設の時間帯によるサービス内容の変化」「フレキシブルな空間」についても提案を求めるものである。なお、児童生徒の安全を守るためのセキュリティに関する提案も必須とする。

・本業務の委託事業者には、学校施設に関わる「幅広い知見、高度な技術力」、新たな時代の学びを捉えた「学習空間デザインを生み出す力」、地域の学校、施設として末永く愛し使われる「関係者及び市民と一体となって計画を練り上げていく力量」及び「将来を見越す力」を有すること、あるいはこれらに関する協力者を確保することが求められる。

・本プロポーザルで求める、応募者が有する力量及び提案書に必須のテーマは、本要領「６小諸市学校再編計画の基本的な考え方」及び「７審査書類の作成について」を踏まえ、次の４項目とする。

①学習空間に対する理解及び検討

・小諸市では児童生徒の育ちを一番に考え学校教育の検討を進めてきた。小諸市が目指す小中一貫教育では、「子どもたちの成長を考慮した教室設計」「対話と協同の学びの推進」「同学年、異学年交流が推進される施設空間」「異年代交流を進めるための公共施設の複合化」「教職員が情報交換しやすい環境整備」を検討するとともに、この先を見据えたフレキシブルかつ多様性を考慮した学習空間を検討できる力を求める。

②各種条件等への建築的アプローチ

・敷地条件、既存校舎条件、寒冷地や斜面等の自然条件を的確に読み取り、複数課題を発見・検討したうえで、各課題に対し、建築的なアプローチができる力を求める。

・不足施設の建設においては、考えられる配置計画を複数案示し、最終提案内容の配置計画を選んだ理由を記述すること。

③構造・設備と事業全体のコントロール

・既存施設では中学校を運営しているため、工期及び学びの環境への影響を考慮した事業計画とし、改修順序、仮設計画等の柔軟な計画策定力と全体スケジュールの進捗管理ができる力を求める。

・事業実施にあたっては、着工からしゅん工まで進捗管理によりコストを管理できる力を求める。

・時代の変化を想定し、主体的で多様な学びの実現と持続可能な施設整備の両立を構造・設備計画のうえでどのように反映していくかについて提案、記述すること。

・ライフサイクルコスト、メンテナンスのし易さも考慮すること。

・小諸市は令和５年に環境省の定める脱炭素先行地域に選定された。適切なコストによる再生可能エネルギーの最大限の活用とZEB実現のための施設整備について提案・記述すること。

④事業実施に係るマネジメント

・上記①から③を設計とその先の施工に反映し、関係者や市民とともに一体となって実現する過程をマネジメントできる力を求める。

・①から③の提案内容を完遂するため、基本設計段階で関係者や市民とどのような関わり方をしていくのかを提案・記述すること。

８ 無効となる審査書類、受注資格の喪失

（１）無効となる審査書類

審査書類が次の条件の一つでも該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点で失格とする。

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

② プロポーザル審査用書類及びプロポーザル審査用書類作成方法に記載された条件等に適合しないもの。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑦ 審査結果に影響を与える工作等、不正と判断される行為が行われたもの。

（２）受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

９ 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。

プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、「小諸市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」（平成28年３月訓令第２号）第６条に規定する審査委員会が審査し選定する。

（１）審査委員会

①審査委員

　候補者選定の審査は、次の５名の委員（予定）により組織された審査委員会で行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 分野 | 氏名 | 所属・役職 |
| 委員長 | 建築設計 | 古谷　誠章 | 早稲田大学 教授、NASCA代表 |
| 委員 | 建築設計 | 加茂　紀和子 | 名古屋工業大学 教授、みかんぐみ代表 |
| 委員 | 教育環境 | 仲　綾子 | 東洋大学 教授 |
| 委員 | 建築構造 | 佐藤　淳 | 東京大学 准教授 |
| 委員 | 建築計画 | 柳沢　要 | 千葉大学 教授 |

　（分野別　五十音順　敬称略）

②アドバイザー

　本プロポーザル実施について市を支援する者として、次の者を事務局アドバイザーとする。

　　早稲田大学　名誉教授　小松　幸夫

（敬称略）

（２）審査方法

次の手順により審査する。

①審査は２段階とし、審査委員会が、参加者の技術力、経験、実施体制、設計の考え方について総合的に審査を行う。

②一次審査、二次審査ともに公開（WEB配信）にて実施する。

（３）一次審査

一次審査用書類に基づく審査を行い、二次審査対象者（５者程度）を選定する。審査の要点は下記のとおりとする。なお二次審査対象者には、改めて提案書等の提出を求める。

1. 設計事務所の委託業務の履行能力

・提案書テーマへの理解力及び提案力

・技術者数及び有資格者数等から判断される組織力

・設計業務の実績

・市民意見ヒアリングの手法、実績

1. 設計担当チームの能力

・業務の資格、経験及び担当した業務の実績

（４）二次審査

提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委託契約交渉順位第１位及び第２位の者を選定する。審査の要点は下記のとおりとする。

①提案内容の的確性、独創性及び実現性

②本業務への意欲、提案の表現力及び質疑応答に対する的確な回答

　※提案書は文章及び概念図で簡潔に表現すること。

　概念図については、設計図書に及ぶような詳細な表現を避けること。

　写真は文章を補完するための最小限の使用を可とする。

（５）審査結果

①一次審査の結果については、参加者全員に通知する。また、二次審査の参加者については、小諸市のホームページに掲載して公表する。

1. 二次審査の結果については、全員に通知し、小諸市のホームページに掲載して公表する。
2. 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内に書面により説明を求めることができる。
3. 前号の要求に関わる市の回答は、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うものとする。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

（６）留意事項

本プロポーザルに関して、審査委員及びアドバイザーへの事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止する。

なお、審査委員及びアドバイザーとの本プロポーザルに関する接触などの不正事実が認められた場合は失格とする。

10　手続き

（１）実施要領の配布

1. 配布する資料

（本書）

・小諸市立芦原中学校区再編に関わる基本設計・実施設計業務委託プロポーザル実施要領

（別紙）

・プロポーザル審査用書類

・プロポーザル審査用書類作成方法

・共同企業体方式の取扱いについて

・既存施設要件

・「小諸市建設工事入札合理化対策要綱」第４条第２項に定める書類

1. 配布期間

・令和５年12月22日（金）から令和６年１月19日（金）まで。

・事務局では閲覧のみとし、閲覧時間は土日祝日を除く平日の９時00分から17時00分までとする。

1. 配布場所

・小諸市のホームページで閲覧可能とする。

（２）プロポーザル参加申請書類の提出

1. 提出期間

・令和６年１月12日（金）から令和６年１月19日（金）17時まで。

1. 提出場所

・小諸市教育委員会事務局 学校教育課（以下、「事務局」とする）。

1. 提出方法

・郵送（「配達証明書付き書留郵便」に限る。また、提出期間内必着）とする。

ただし、提出期限の最終日のみ、持参での受付も行う。持参の受付時間は8時30分から12時00分、13時00分から17時00分までとする。

・宛名記載面に「プロポーザル参加申請書類在中」を記載すること。

1. 作成方法

・別紙、プロポーザル審査用書類及びプロポーザル審査用書類作成方法を参照のこと。

（３）現地見学会

①実施日時・場所

・令和６年１月11日（木）小諸市立芦原中学校

ア）10時00分から11時30分（受付　正門にて9時30分から）

イ）13時30分から15時00分（受付　正門にて13時00分から）

②参加申込

・参加を希望する場合は、別紙、現地見学会参加申込書に必要事項を記入し、電子メールで申込をすること。また、メールには開封通知を付けるか、受信確認の電話をすること。

・提出期限は令和６年１月５日（金）昼の12時00分までとする。

・参加人数は各参加者につき２名以内（企業共同体の場合は１つの共同体で２名以内）とする。

・参加者は現地見学会参加申込書の注意事項を必ず確認し、当日は事務局担当者の指示に従うこと。

・当日の詳細については、別途メールにて通知する。

（４）質問回答

①質問受付期間

・プロポーザル参加申請に関わるもの

令和５年12月22日（金）から12月27日（水）19時00分まで。

・一次審査に関わるもの

　令和６年１月12日（金）から１月19日（金）17時00分まで。

②質問方法

・質問は電子メールとし開封通知を付けるか、受信確認の電話をすること。

・書式は任意とするが、質問の意図、参照する資料を明確にすること。なお、質問の意図が組み取れない場合は、別途連絡をすることもあるが、この際に回答はしない。

・文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX 番号、メールアドレスを併記する。

③送付先

・事務局とする。

・メールアドレス　[ksomu@city.komoro.nagano.jp](mailto:ksomu@city.komoro.nagano.jp)

・メールの件名は「小諸市立芦原中学校区再編計画プロポーザル質問（会社名）」とすること。

④回答日及び回答方法

・プロポーザル参加申請に関わるもの　令和６年１月10日（水）

・一次審査に関わるもの　令和６年２月２日（金）

・いずれも小諸市のホームページにて公表する。

（５）一次審査用書類の提出

①提出期間

・令和６年２月９日（金）から２月16日（金）

②提出場所

・事務局とする。

③提出方法

・郵送（「配達証明書付き書留郵便」に限る。また、提出期間内必着）とする。

ただし、提出期限の最終日のみ、持参での受付も行う。持参の受付時間は8時30分から12時00分、13時00分から17時00分まで。

・宛名記載面に「プロポーザル一次審査書類在中」を記載すること。

④作成方法

・別紙、プロポーザル審査用書類及びプロポーザル審査用書類作成方法を参照のこと。

（６）二次審査用書類の提出

①提出期間

・令和６年３月４日（月）から３月22日（金）

②提出場所

・事務局とする。

③提出方法

・郵送（「配達証明書付き書留郵便」に限る。また、提出期間内必着）とする。

ただし、提出期限の最終日のみ、持参での受付も行う。持参の受付時間は8時30分から12時00分、13時00分から17時00分まで。

・宛名記載面に「プロポーザル二次審査書類在中」を記載すること。

④作成方法

・別紙、プロポーザル審査用書類及びプロポーザル審査用書類作成方法を参照のこと。

11 その他

（１）応募に伴う費用

・本プロポーザル審査のために必要となる費用（書類作成、送料、交通費等）の全ては、作成者及び提出者の負担とする。ただし二次審査の参加者のうち契約の対象者となった参加者を除き一定の費用（10万円を予定）を支払う。

（２）その他

①提出期限以降におけるプロポーザル審査用書類の差替え及び再提出は認めない。

②プロポーザル審査用書類に記載した配置予定の技術者は、長期の病休、死亡、退職等やむを得ない事情のある場合を除き、変更することはできない。

③一次及び二次審査ともに原則公開にて実施するため、提出する書類については、公開されることを承諾したものとして扱う。

④提出されたプロポーザル審査用書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。

⑤提出されたプロポーザル審査用書類は返却しない。なお、提出されたプロポーザル審査用書類の著作権は応募者に帰属するが、小諸市は本プロポーザルの選定及び結果の公開、展示等に使用できるものとする。それ以外の目的に使用する場合は応募者に了解を得るものとする。

⑥プロポーザル審査用書類作成のために小諸市より受領した資料は、小諸市の許可なく公表及び使用することはできない。

⑦この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

⑧事業スケジュール（予定）

令和５年度 　　設計者選定プロポーザル

令和６年度 　　契約・基本設計

令和７年度 　　実施設計

令和８～９年度 改修、増築

令和10年度　　供用開始